

板橋区いのちを支える地域づくり計画 次期計画策定に向けて

令和3年12月13日(月)
板橋区自殺対策地域協議会
板橋区保健所 予防対策課

1 自殺対策の法制化

平成18年 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が施行。

それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と捉えられるようになった。

平成19年 自殺総合対策大綱閣議決定

平成24年 自殺総合対策大綱改定

平成28年 自殺対策基本法の改正

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざす。
すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになった。

平成29年7月 自殺総合対策大綱閣議決定

自殺総合対策の基本方針として、「生きることの包括的な支援として推進する」ことや、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」ことなどが掲げられた。

・数値目標として、先進諸国の水準まで減少させることをめざし、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて**30%以上減少**(平成27年18.5→令和8年13.0以下)させることとした。

2 自殺総合対策大綱の見直しについて

令和3年9月 平成29年に閣議決定された自殺総合対策大綱(以下「現大綱」という。)において、現大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされている。

令和4年夏頃を目途に、新たな自殺総合対策大綱(以下「新大綱」という。)の案の作成を行うことが、自殺総合対策会議において決定された。

3 東京都の自殺対策計画

平成19年 自殺対策推進庁内連絡会議の設置

平成19年 自殺総合対策東京会議の設置

平成21年 東京における自殺総合対策の取組方針(以下「取組方針」という。)の策定

平成25年 取組方針の改正

平成30年 東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～の策定

- ・ 計画期間は、平成30年度から令和4年度の5か年とされた。
- ・ 数値目標として、国の大綱に合わせ、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて**30%以上減少**(平成27年17.4→令和8年12.2以下)させることとした。

4 板橋区の自殺対策計画

平成30年 板橋区自殺対策計画推進本部(以下「推進本部」という。)の設置

板橋区自殺対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の設置

令和元年度 推進本部、地域協議会を経て、「板橋区いのちを支える地域づくり計画2022」(以下「いのちの計画2022」という。)が策定された。

- ・ 計画期間は、令和2年度から令和4年度の3か年とされた。
- ・ 数値目標として、国の大綱に合わせ、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて**30%以上減少**(平成27年18.9→令和8年13.0以下)させることとした。

5 今後の自殺対策について

(1) 「いのちの計画2022」の計画事業の実施

(2) 次期計画 「いのちの計画2025」の策定

- ① 上位計画である「板橋区基本計画2025」「いたばしNo. 1プラン2025」「地域でつながる板橋保健福祉プラン2025」との整合を図り、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3か年とする。
- ② 国の自殺総合対策大綱が見直されることや、都の自殺総合対策計画の現計画期間が令和4(2022)年度までのため、次期計画が策定されることに鑑み、動向を注視しながら、次期計画「いのちの計画2025」の策定を行う。

6 検討スケジュールの予定

次回の自殺対策地域協議会 令和4年8月頃予定(令和4年度中に3回予定)